

公開質問状の趣意書 一黒川前検事長の訓告と公立学校教職員の「君が代」処分を対比して一

このたび安倍内閣は、黒川弘務検事長の賭けマージャン行為を、「訓告」としました。

全国の公務員は、驚きと怒りを持ってこの報道を聞いたと思います。懲戒処分ではなく極めて軽い注意にすぎない「訓告」は、私たちから見れば驚くほど軽く不公平な措置と言わざるを得ません。

私たち公務員は「全体の奉仕者」として、広く社会全体に対して責任を持って職務を果たすとされています。時の政治権力に対して奉仕する存在ではありません。しかし、今回の黒川氏に対する「訓告」は、政権との距離によって処分量定が決定されるという、公務員制度の根底を揺るがす事態だと思います。

公務員には服務事故についての通知や研修が頻繁に行われ、勤務時間外の日常生活に関しても、襟をただすよう指示されています。研修で使われるテキストには懲戒処分に当たる事例として、今回の賭博や利益関係者との金銭のやりとり、供応接待などが記載されています。法を司る法務省と検事長が、黒川検事長の行為を「訓告」相当としたことは、全国の公務員に対して、新たな規範と処分量定の基準を示したことになるのではないのでしょうか。

私たちは、この国の主権者であるとともに、公務員、元公務員である立場から、疑問を持ち公開質問状を提出することにしました。公務員の規範が改定されたのかどうかを、行政の責任者である安倍首相及び私たちのそれぞれの任命権者に問いたいと思います。

私たち教育公務員には、東京・大阪などの教員、延べ約6000余名に対し、「君が代」斉唱時の不起立・不伴奏等の、たった40秒間の行為が信用失墜とされ、戒告や減給、停職などの懲戒処分が出されています。これらの処分を最初に行った東京都では、一回の行為で戒告、繰り返すごとに処分を累積加重し、減給、更には停職6ヶ月の処分を発し続けました。停職6ヶ月の次の処分は、懲戒免職ともいわれ、その恐れを思いつつ争った裁判では、「不起立による戒告以上の処分は重過ぎる」として、減給以上の重い処分の多くは処分取り消しの判決を得ましたが、戒告は適法とされました。更に減給や停職処分が取り消されない例も複数あり、今なお係争中の裁判もあります。また、再任用を拒否された事例も多数あります。

公務員の処分量定は、公平公正が担保されるべきだと言われています。今回の黒川弘務検事長の訓告は、「君が代」斉唱時の不起立・不伴奏処分と比較して、公平公正な処分量定と言えるのでしょうか。

予防訴訟最高裁判決における裁判長反対意見(2012年)では、「教育公務員は、一般行政と異なり、教育の目標(教育基本法2条)を達成するために、教育の専門性を掛けた責任があるとともに、教育の自由が保障されており」「教育の場において教育者の精神の自由を尊重するという、自由な民主主義社会にとっては至極当然のことが維持されているものとして、希

望の明かりを見る。そのことは、子どもたちの自由な精神、博愛の心、多様な想像力を育むことにつながるであろう。」と言及されています。

児童生徒の前に立つ良心と責任を覚えて、混乱のない不起立・不伴奏を行い懲戒処分を受けた教員と、賭博という犯罪を犯したのに「訓告」である検事長との間には大きな差が現存しますが、これは憲法 14 条が規定する「法の下での平等」に反するものと考えます。

趣意に賛同される方は、公開質問状にお名前を連ねてくださるよう呼びかけます。

呼びかけ人

岡田 明(東京都立高校教員) 奥野 泰孝(大阪府立支援学校教員) 木村 葉子(元東京都立高校教員)

佐藤 美和子(元東京都公立小学校教員) 根津 公子(元東京都立特別支援学校教員) 伏見 忠(東京都立高校教員)

集約先 rlade18230@yahoo.co.jp お名前・住まいの場所(都道府県レベル)・可能なら肩書きをお書きください。公開質問状にはお名前だけが記載されます。

※質問状は教員や公務員を想定して書かれていますが、そうでない方も大歓迎です。

集約締め切り

6月14日を目途に集約をして、記者会見を開きたいと思っています。

※東京・大阪の知事にも送りますが、自分のところの知事にも送りたい場合は、その旨をメールしてください。

以上

2020年6月8日